

令和8年3月30日

## 第34回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 3 4 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 30 日（月曜日） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 令和 7 年度長岡市農業委員会の事業報告
  - 日程第 3 議案第 56 号 令和 8 年度長岡市農業委員会の事業計画について  
議案第 57 号 令和 8 年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について  
議案第 58 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 59 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 60 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 61 号 農用地利用集積等促進計画案について
  - 日程第 4 報告第 14 号 農地法の届出通知等について  
報告第 15 号 非農地判断について
- 4 出席委員 (19 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、  
振興農政係長 中村 久夫、主任 本望 郁枝、主事 田中 菜々子

開 会（午前 10 時 00 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (挨拶)

これより第 34 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 3 番、葺澤哲也委員、7 番、馬場陽子委員、10 番、岩本一男委員、14 番、駒野亜由美委員、15 番、西巻郁夫委員から提出さ

れております。出席委員は現員23名中18名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号16番、千野俊輔委員、24番、中野明美委員を指名いたします。

日程第 2 令和7年度長岡市農業委員会の事業報告

議長 日程第2、令和7年度長岡市農業委員会の事業報告について、事務局の報告を求めます。

小川次長 それでは、事業報告をさせていただきます。

議案書の2ページから8ページまでをご覧ください。令和7年3月から令和8年2月までの事業報告となります。初めに、2ページから3ページ中段までは総会の開催状況となります。第33回の農業委員会総会まで計12回の総会を開催し、議案審議をしていただきました。

続いて、3ページ下段から4ページ上段に3月、4月、6月、7月、8月、9月、10月、2月に開催した運営委員会の内容を記載してございます。

続いて、4ページ中段の3、検討委員会の開催状況ですが、本年度は開催しませんでした。

同じく中段、全員協議会の開催状況については、9月と11月の2回開催しており、11月には併せて視察研修を開催しています。

続いて、4ページ下段、意見書の提出については、10月の29日、運営委員6名と女性委員2名の計8名で市長と市議会議長に提出いたしました。

次に、会議・研修会等の状況を4ページ下段から6ページ上段にかけて記載してございますので、ご確認ください。

同じく上段、視察研修等については、6月にタブレット研修会を、11月に市の次世代農業推進拠点施設めぐらって長岡で施設見学と座学の視察研修を開催いたしました。

6ページ中段以降は事務の実施状況となります。6ページ中段から下段には農地法に基づく申請の処理や相続の届出、国有農地の管理状況を

掲載しております。

7ページでは、農業経営基盤強化促進事業実施状況として利用権設定、基盤法と農地中間管理事業に基づく所有権移転、農地中間管理事業による中間管理権設定、中間管理事業による農地利用集積等促進計画の処理実績を掲載しております。

8ページでは、農業者年金事業の加入状況、あと受給状況について掲載しております。

事業報告は以上でございます。

議長

報告事項でございます。

日程第 3 議案第56号 令和8年度長岡市農業委員会の事業計画について

議長

日程第3、議案第56号 令和8年度長岡市農業委員会の事業計画についてを議題といたします。

安達会長職務代理者から説明してもらいます。

安達会長職務代理者 令和8年度の事業計画について説明させていただきます。

先ほど令和7年度の活動報告がありました。それを基にしまして、8年度もほぼ同じような形で事業として進めていくわけですけれども、事業方針というところが一番大事でございますので、読み上げながら説明させていただきたいと思っております。

議案書の10ページ、11ページをお開き願いたいと思っております。それでは、事業方針ですけれども、近年の異常気象による米不足に伴う米価の高騰、あるいは資材、燃料の高騰、さらには農業従事者の高齢化や後継者不足による農業者人口の減少など、幾つもの課題を抱えていることは例年のことですが、こういう問題がありまして、農地等の利用の最適化に向けた取組が急務となっております。

このような課題を解決するため、当委員会では農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、農地中間管理事業など各種事業を活用し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって、目に見える活動を推進していくということでございます。また、長岡市農業再生協議会や農業関係団体との連携を図り、目標地図の見直し、農地集積や集約化などへの取組を積極的に支援し、農業者に寄り添った相談・指導活動をするということの充実を図って活動の主な指針としてまいります。

続きまして、1番から9番に各項目ごとに記載しておりますが、まず

1、2番目は会議の内容でございます。総会は例年どおり毎月1回、検討委員会・全員協議会・地域協議会の開催は、その都度必要に応じて開催するという形になってまいります。特に地域協議会というのが非常に地元の活動の中で大事になってくるかと思いますが、この辺も充実していきたいと思っているところでございます。

3番、4番が実際に皆さんから活動していただく内容になっているかと思えます。3番の地域相談活動・農地利用集積活動に関しましては、説明しました関係団体との連携を密にした中で、地域計画、目標地図の見直しに取り組んでいくとともに、地域や農家が抱える個々の課題について積極的に相談に応じ、その解決に努めてまいります。

農地パトロール・農地利用状況調査、現地調査などにつきましては、農地対策委員会を中心に農業委員、最適化推進委員が協力して農地パトロールを実施していくということになっております。

また、違反転用が見つかった場合ですけれども、速やかに違反者に改善を指導するとともに、事務局への報告を必ず行ってほしいと思えます。そして、その結果、市のホームページやパンフレット等を活用しながら、農地の有効活用や違反転用防止の啓発を積極的に行ってまいりたいと思えますので、委員の皆さんも日頃のパトロール、農地法の申請に係る現地調査についてはきちんと確実に行っていただきたいと思っております。

次に、5番目、行政機関等への意見の提出ですが、今までそういった活動をしていただいたものをまとめて、例年やっております長岡市長並びに長岡市議会議長への意見書として要望書を提出してまいります。このことによって、予算に反映していただくことになるかもしれませんので、きちんと要望をしていきたいと思えます。

最後に、6番目から9番目までは、いわゆる各農地関係団体との協調・連携という形で載せてありますが、これはその都度お互いに情報交換していくということになるかと思えますのでよろしくお願ひします。

ほぼ例年同じような内容で推移していますが、本当に米価の高騰で皆さんもびっくりされたように、いつ、どういう状況が出てくるかというのが不確実な世の中になっておりますので、その都度適切に対応し、解決していく方向で進めたいと思えます。

以上で私の説明を終わります。

議長                    それでは、これより審議に入ります。

                         ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

本田栄一委員    事業計画はここに示されておりますけれども、農地パトロール、利用状況調査、現地調査の中身について要望します。これまで農地から養鯉池に転用する場合の手続きについて、養鯉業者に対して説明をしてきているわけでございます。ただ、令和7年度に議案としてあがったのは2件しかなく、養鯉業者に声が届いておりません。きちんと農地法を守ってきれいな形をとることに力を入れてほしいと思います。

                         以上でございます。

議長                    ありがとうございます。意見とうことでよろしいでしょうか。

                         私も農地パトロールの件もそうですけれども、一番気にかかっているのが遊休農地だと思っております。特に今のところは山間地だけでいいかもしれませんけれども、将来的には平場にも拡大するのではないかなという気持ちを持ってございます。私どもも違反転用を出さないような取組をしているのですけれども、特に後継者不足が懸念されるところで、本田委員の意見にある通り農業委員だけではなくて、農水産政策課とも協議をしながら、長岡市全体の農地の有効活用を図っていくべきかなという考えでございます。一生懸命頑張っていきたいと思っております。本田委員、よろしいでしょうか。

本田栄一委員    農地法はきちんと守っていただかなければならないと考えています。そういったことを農業委員も事務局もしっかり気を引き締めてもらいたいと思います。意見でございますし、要望でもございます。

議長                    大変ありがとうございます。

                         ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。

                         （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                    質問、意見がありませんので、採決に入ります。

                         議案第56号 令和8年度長岡市農業委員会の事業計画についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

                         （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしの声が聞こえます。

                         異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第57号        令和8年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等について

議長 議案第57号 令和8年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の13ページから16ページをご覧ください。この最適化活動の目標の設定等につきましては、国から通知された農業委員会による最適化活動の推進等について及び農業委員会等に関する法律第37条に基づき、令和8年度の目標を設定するものです。

初めに、13ページの大項目Ⅰ、市農業委員会の状況では、1として農業委員会の現在の体制を、2として農家・農地等の概要について記載しております。

なお、農家・農地等の概要については、国が公表している農林業センサス、農業構造動態調査、耕地及び作付面積統計及び長岡市農水産政策課による経営体数の集計に基づいて記入した数字で、耕地面積は令和7年度の1万7,800ヘクタールが記載されていますが、議案作成後に令和8年度の面積が農林水産省から公表され、200ヘクタール減の1万7,600ヘクタールとなります。また、経営体数は昨年度の数字を記載していますが、農水産政策課が3月末時点の数字をまとめた後に最新の数字に修正して公表いたします。

次に、14ページから16ページには、大項目Ⅱ、最適化活動の目標について記載してあります。まず、1、最適化活動の成果目標では、(1)、農地の集積として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。この目標数値については、令和5年3月29日に改定した農地等の利用の最適化の推進に関する指針に記載されている集積目標を達成するために必要な数値を記載しており、課題については昨年度と変更ありません。集積面積については昨年度の数字を記載していますが、農水産政策課が3月末の集積面積を集計した後に最新の数字に修正して公表いたします。なお、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、長岡市のホームページで確認することができます。

次に、(2)、遊休農地の解消として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。既存遊休農地の解消については令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地の解消目標面積、新規発生遊休農地の解消については令和7年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目

標面積を記載しています。課題については昨年度と変更ありません。

15ページに移って、(3)、新規参入の促進として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。②、目標の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、令和5年度から令和7年度の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき権利移動した数値の3か年平均の1割以上の数値を入れることとなっているため、令和7年度の権利移動面積が確定した後に公表いたします。参考までに昨年度の目標面積は60ヘクタールでした。課題については昨年度と変更ありません。

続いて、2、最適化活動の活動目標では、(1)、推進委員等が最適化活動を行う目標日数として、昨年度と同様の1人当たり月10日が記載されています。月10日の目標を達成した翌年度からは10日より多い日数の目標を設定することとなっておりますが、令和7年度に月10日を達成する見込みがないため、変更しないものです。

次の(2)、活動強化月間の設定目標については、年3か月以上の最適化活動強化月間を設定することとされていることから、令和8年度は令和7年度と同様に12月から2月の3か月を設定させていただきました。この3か月を設定目標月としている理由としては、農繁期が終了した12月から2月は各地域で各種会合が開かれ、出し手、受け手や町内会、農家組合の役員等と顔を合わせる機会が増えることが見込まれ、また冬場は積雪のため、最適化活動である農地パトロールを行うことが難しいことが予想されるため、各種会合に積極的に参加いただき、情報収集活動をしていただきたいと考え設定しているものです。

最後に、(3)、新規参入相談会への参加目標の目標設定に当たっては、例年農業会議等が年4回開催している新規就農マッチングフェアに数名の委員から参加いただくよう記載してあり、昨年度と変更ありません。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第57号 令和8年度長岡市農業委員会の最適化活動の目標設定等

について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第58号

農地法第3条の許可申請について

議長

議案第58号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の18から22ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は21件でございます。

1から15番は売買による所有権移転、16番は贈与による所有権移転、  
17、18番は交換による所有権移転、19から21番は使用貸借権の設定であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。  
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第58号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第59号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第59号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、中之島地域1件、長岡地域3件、寺泊地域1

件の計5件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において3月23日までに現地確認を実施しております。

1番、中条新田の畑について、庭及び通路敷地として利用するものです。議案資料13ページに経過説明を掲載しております。申請地のおおむね500メートル以内に信条小学校と上原医院があり、かつ沿道に上下水道が埋設されていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、浦瀬町の畑について、農作業場建築敷地として利用するものです。議案資料14ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦瀬町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

3番、寺泊裕田の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊裕田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、福島町の畑について、通路敷地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、福島町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の2番とも関連しております。

5番、鉢伏町の畑について、庫裡及び車庫建築敷地として利用するものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、鉢伏町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたしま

す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第59号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第60号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第60号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の26ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、三島地域1件、長岡地域1件の計2件でございます。

1番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和8年4月1日から令和8年10月31日までの計画です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地であることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、福島町の畑について、先ほど説明しました農地法第4条許可申請の4番と関連しておりますが、農作業所建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、福島町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたしま

す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第60号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第61号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第61号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の29ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは9件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは133件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が109件、使用貸借権設定が24件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借入分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは84件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が72件、使用貸借権設定が12件となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは28件の申出があり、内容については賃借権の移転が23件、使用貸

借権の移転が5件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の31ページから74ページにて確認をお願いします。

以上、計254件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長                    それでは、これより審議に入ります。

                          ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

                          （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                    質問、意見がありませんので、採決に入ります。

                          議案第61号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

                          （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしの声が聞こえます。

                          異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 4            報告第14号      農地法の届出通知等について

議長                    日程第4、報告第14号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

                          事務局の報告を求めます。

広沢係長            農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

                          4条の届出について3件を76ページに、5条の届出について12件を77から79ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を80ページに、18条合意解約について7件を81から83ページに、利用権解約について26件を84から88ページに、中間管理権の解約について21件を89から92ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

                          以上であります。

議長                    報告事項でございます。

報告第15号        非農地判断について

議長                    報告第15号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

非農地判断についてご報告申し上げます。

非農地判断した土地については、議案書の94ページから130ページに掲載してあります。今回非農地判断した土地は1,033筆ですが、これは利用状況調査で再生利用が困難な農地と判断した農地のうち1,000筆を超える程度に抽出し、所有者に非農地通知を送り、異議申出がなかったものとなります。今後、長岡市資産税課から法務局に地目変更の登記依頼をし、法務局にて順次地目変更登記を進めていきます。

来年度以降も再生利用が困難な農地につきましては、非農地判断を進めてまいります。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第34回総会を閉会いたします。

閉 会（午前10時42分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和8年3月30日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	欠	駒野亜由美																		
3	欠	菲澤哲也	15	欠	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	出	千野俊輔																		
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	欠	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	欠	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	—		23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">18人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td></td> <td>千野俊輔</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">23人</td> <td></td> <td>中野明美</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	18人		議事録署名委員		欠席委員	人	5人		千野俊輔	委員		計	23人		中野明美	委員
出席委員	人	18人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	5人		千野俊輔	委員																		
	計	23人		中野明美	委員																		